

第134回教育研究評議会議事録（要録）

平成28. 3. 7（火）10:30～12:22

場 所 : 5F1 会 議 室

出席者	越智, 坂越, 佐藤, 吉田 (総), 高田, 平川, 松ヶ迫, 相田, 江坂, 西谷, 寺本, 河野, 神谷, 三井, 瀧, 木原, 菅井, 杉山, 吉田 (光), 岩永, 勝部, 市來, 宮谷, 小山, 楯, 小原, 山田, 植松, 長澤, 藤原, 大久保, 安井, 片岡, 佐野, 松浦, 栗原, 生天目, 丸山, 相原, 田中, 橋本, 吉川, 吉田 (和), クロード 以上 44人
欠席者	西村, 河原, 坂田
オブザーバー	生和, 高橋 (超), 竹内, 棚橋, 土肥, 飛田, 原, 小澤, 松浦, 盛井, 石川, 岡本, 山内, 高橋 (努), 三分一, 下田, 吉岡, 大高, 小谷, 眞田, 森永, 佐々本, 河村

(議事)

1. 学生の懲戒について ----- 別紙1
 (学長提案・説明)
 (教育研究評議会メンバーのみによる審議。関係職員のみオブザーバー出席)

広島大学学生懲戒指針に基づく本学学生の懲戒処分について提案・説明があり、審議(挙手による表決)の結果、原案のとおり承認した。

2. 平成28年度年度計画について ----- 別紙2
 (学長提案・説明)

第3期中期目標期間(平成28年度～平成33年度)の年度計画案を基に作成した「平成28年度年度計画(案)」について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会(経営に関する事項については経営協議会の議を経て役員会)へ付議することとした。

3. 学生の表彰について ----- 別紙3
 (江坂副学長(学生支援担当)提案・説明)

各学部長等から表彰対象者として推薦のあった36件(110名)について、審査会の審査結果に基づき提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり、33件(107名)を表彰することを承認した。

4. 広島大学学生懲戒規則の制定について ----- 別紙4
 (江坂副学長(学生支援担当)提案・説明)

学生の懲戒に関し必要な事項を定めるため、広島大学学生懲戒規則の制定について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認の上、本日付けで制定し、平成28年4月1日から施行することとした。

5. 広島大学通則等の一部改正について ----- 別紙5
 (坂越理事・副学長(教育担当)提案・説明)

クォーター制の導入、教職大学院の新設及び国費外国人留学生、政府派遣外国人留学生も含めた入学定員の厳正な管理の取扱いを行うこと等に伴う広島大学通則等の一部改正について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認の上、中期計画の認可日をもって制定し、平成28年4月1日から施行することとした。

6. 就業規則の改正等について ----- 別紙6

(松ヶ迫理事(財務・総務担当)提案・説明)

平成28年度の人事制度の改正に伴う就業規則及び関連規則の改正(平成28年4月1日施行分)について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、各事業場の過半数代表からの意見書を添えて、役員会へ付議することとした。

(主な改正内容)

- ・ 単身赴任手当の引上げ
- ・ 勤勉手当の勤務成績割合の設定
- ・ TA制度の見直し
- ・ 附属学校教員への「サバティカル研修」制度の適用
- ・ 時差出勤の拡充
- ・ 教員の任期に関する規則の整備
- ・ 大学教員の個人評価に係る不服申立て等に関する規則の制定

7. 広島大学における教員選考についての基本指針の一部改正について ----- 別紙7

(学長提案・坂越理事・副学長(教育担当)説明)

教員人事の全学一元管理体制への移行に伴う広島大学における教員選考についての基本指針の一部改正について提案・説明があり、審議(挙手による表決)の結果、原案を一部修正の上、承認した。

8. 教員の人事について ----- 別紙8

(学長提案・坂越理事・副学長(教育担当)説明)

(教育研究評議会メンバーのみによる審議。関係職員のみオブザーバー出席)

平成28年4月1日から全ての大学教員が所属する組織として創設される学院への配置換えに関し、同意書の提出がなかった教員からの陳述について審査会での陳述内容の検討を経て、当該教員に対する配置換えの審査について提案・説明があり、審議の結果、原案を一部修正の上、承認した。

9. 平成27年度末に時限が到来する学内共同教育研究施設の取扱いについて -- 別紙9

(松ヶ迫理事(財務・総務担当)提案・説明)

平成28年3月31日で時限が到来する学内共同教育研究施設については、設置期間を1年延長するとともに、その他の施設を含め、来年度、大学の将来構想等を踏まえ、設置期間の延長又は廃止等について検討を行うことについて提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(報告)

1. 広島大学共同研究講座の設置について ----- 資料1

(学長、安井医歯薬保健学研究院長報告)

広島大学共同研究講座及び共同研究部門規則に基づき、大学院医歯薬保健学研究院に共同研究講座「未病・予防医学共同研究講座」の設置(平成28年4月1日～平成31年3月31日)を決定した旨、報告があった。

2. 広島大学寄附講座の設置について ----- 資料2

(学長、安井医歯薬保健学研究院長報告)

広島大学寄附講座及び寄附研究部門規則に基づき、大学院医歯薬保健学研究院に寄附講座「ストレス分子動態学講座」の設置(平成29年1月1日～平成33年3月31日)を決定した旨、報告があった。